

令和6年

伊豆の国市教育委員会4月定例会

会議録

令和6年伊豆の国市教育委員会4月定例会

開会年月日 令和6年4月25日(木) 午後3時00分～午後4時50分

場 所 あやめ会館2階 会議室

日 程

- 1 冒 頭 (学校教育課長)
- 2 開 会 (教育長)
- 3 会議録署名委員の決定 (教育長)
- 4 会期の決定 (学校教育課長)
- 5 3月定例会会議録の承認 (学校教育課長)
- 6 教育長報告 (教育長)
- 7 議事日程 (議事進行: 教育長)

日程第1	報告第18号	伊豆の国市決裁印登録規程の廃止について
日程第2	報告第19号	伊豆の国市スポーツ推進計画策定・推進委員会設置要綱の一部改正について
日程第3	報告第20号	伊豆の国市保育所苦情解決に関する要綱の一部改正について
日程第4	報告第21号	伊豆の国市延長保育事業実施要綱の一部改正について
日程第5	報告第22号	伊豆の国市立長岡保育園運営規程の廃止について
日程第6	報告第23号	伊豆の国市立あゆみ保育園運営規程の一部改正について
日程第7	報告第24号	伊豆の国市立ひまわり保育園運営規程の一部改正について
日程第8	報告第25号	伊豆の国市立長岡幼稚園運営規程の廃止について
日程第9	報告第26号	伊豆の国市立富士美幼稚園運営規程の一部改正について
日程第10	報告第27号	伊豆の国市立共和幼稚園運営規程の一部改正について

日程第 11	報告第 28 号	伊豆の国市立のぞみ幼稚園運営規程の一部改正について
日程第 12	報告第 29 号	伊豆の国市立田京幼稚園運営規程の一部改正について
日程第 13	報告第 30 号	伊豆の国市立認定こども園管理規則の制定について
日程第 14	報告第 31 号	伊豆の国市立にじいろこども園運営規程の制定について
日程第 15	報告第 32 号	伊豆の国市立認定こども園条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について
日程第 16	報告第 33 号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
日程第 17	報告第 34 号	要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について
日程第 18	議案第 19 号	伊豆の国市社会教育委員の委嘱について
日程第 19	議案第 20 号	伊豆の国市就学支援委員の委嘱について
日程第 20	議案第 21 号	伊豆の国市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
日程第 21	議案第 22 号	学校評議員及び幼稚園評議員の委嘱について
日程第 22	議案第 23 号	伊豆の国市学校運営協議会委員の任命について
日程第 23	議案第 24 号	準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について

8 閉 会（教育長）

出席者	教育委員会	教育長	菊池之利
	同	委員	岩田幸晴
	同	委員	小池陽子
	同	委員	清水照子
	同	委員	前田泰宏

説明に出席した者の職氏名

教育部長	佐藤政志
------	------

生涯学習課長	近 藤 卓 哉
文化財課長	工 藤 雄一郎
教育施設整備課長	室 野 弘 毅
学校教育課統括監	濱 田 晃 治
学校教育課教育支援監	南 智 春
幼児教育課施設管理係長	川 口 瑞 樹

会議に出席した事務局の職氏名

学校教育課長	植 松 正 輝
教育総務係長	土 屋 尚 子
学校教育課教育総務係	川 口 真由美

9 その他（進行：学校教育課長）

- ① 小・中学校の児童・生徒の問題行動について
- ② 次回以降の定例教育委員会の開催について

■植松学校教育課長

皆さま、こんにちは。本日は、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。

はじめに、本日幼児教育課長が出張のため欠席をしておりますので、同課の施設管理係長が出席しておりますことをご報告申し上げます。

開会に先立ちまして、菊池教育長より、皆さまにごあいさつ申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■菊池教育長

本日は、4名出席しておりますので、委員会は成立しております。

ただいまより、令和6年教育委員会4月定例会を開催いたします。本日の会議録に署名する委員は、岩田委員と清水委員をお願いいたします。

■植松学校教育課長

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

会期につきましては、本日4月25日、1日のみということで処理をしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■植松学校教育課長

ありがとうございます。本日1日だけということでお願いします。

次に、先月行いました教育委員会3月定例会開催分の会議録の報告と承認の件に入ります。

会議録の写しを配付してございます。実施日、出席者、議案の案件、議決内容、署名等の会議内容を記載してございます。こちらについては、見ていただき承認されたということで処理をさせていただきますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■植松学校教育課長

ありがとうございます。ここで、教育長から報告事項を申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■植松学校教育課長

この後、議事に入りますが、ここからの進行は、菊池教育長をお願いいたします。

■菊池教育長

それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 報告第18号「伊豆の国市決裁印登録規程の廃止について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

学校教育課植松です。報告第18号「伊豆の国市決裁印登録規程の廃止について」説明します。

こちらは、私ども職員の実務に関する規程の廃止となります。

係長職以上の者が決済と言って、書類にハンコを押す印鑑を必ず登録をしております。やたらなハンコを押せるというのではなく、係長以上になると、登録したハンコで承認印を押すことになっていました。けれども、長らくその仕組みで定着をしていること、他の会計規則等でそれらが保管されるため、わざわざこれを改めて規定しておく必要がないだろうということから市全体としてこの登録規程自体を廃止しようという動きとなりました。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第2 報告第19号「伊豆の国市スポーツ推進計画策定・推進委員会設置要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

■近藤生涯学習課長

生涯学習課近藤です。報告第19号「伊豆の国市スポーツ推進計画策定・推進委員会設置要綱の一部改正について」説明します。

当委員会は、スポーツ基本法第10条第1項の規定に基づき本市におけるスポーツに係る政策を総合的かつ計画的に推進する伊豆の国市スポーツ推進計画を策定し、推進するために設置しております。2ページの新旧対照表をご覧ください。改正部分について説明させていただきます。

第4条第2項の委員の任期について旧要綱では、委嘱を受けた日から翌年の3月31日までとする任期1年となっていましたが、計画を策定するに当たり委員として継続して参画していただきたく、新要綱では、委嘱を受けた日から、その日が属する年度の翌年度の末日までの任期2年に改正するものであります。以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。
よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第3 報告第20号「伊豆の国市保育所苦情解決に関する要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

■幼児教育課 川口施設管理係長

幼児教育課川口です。報告第20号「伊豆の国市保育所苦情解決に関する要綱の一部改正について」説明します。

資料1ページをご覧ください。伊豆の国市保育所苦情解決に関する要綱の一部を次のように改正します。まず題名を、伊豆の国市保育所及びこども園苦情解決に関する要綱に改めます。

改正の内容について説明いたします。2ページの新旧対照表をお開きください。まず第1条のもととなる法令をこども園の設置により、社会福祉法の規定に改正いたしました。次に主な改正内容ですが、「保育所」を「保育所等」に、「保育」を「事業」改正をしております。

続きまして3ページをお願いいたします。このうち第12条の第三者委員の職務に、第8号として「日常的な状況把握及び意見傾聴」を追加し、より園運営に関わっていただくことといたしました。第14条、苦情統括責任者は園長になりますが、こちら広報紙での周知を現在しておりませんので、園関係者への周知のみという形の現状に合わせまして、広報紙への掲載という記述を削除いたしました。

次ページから現行の要綱がございましたので、参考にしていただければと思います。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■前田委員

これは、根拠となる法律が変わったからという内容ですか、背景というか。

■幼児教育課 川口施設管理係長

今までは保育所のみでしたけれども、今度こども園が関わってきます。にじいろこども園ができたことで、表記が保育所等になります。こども園は社会福祉法という法律の管轄になるため、保育所管轄の児童福祉法だけではなく、社会福祉法務法も関わる関係での改正となります。

■前田委員

対象とする苦情の内容が変わるわけじゃないのですね。

■幼児教育課 川口施設管理係長

そのとおりです。

■前田委員

分かりました。

■菊池教育長

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第4 報告第21号「伊豆の国市延長保育事業実施要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

■幼児教育課 川口施設管理係長

幼児教育課川口です。報告第21号「伊豆の国市延長保育事業実施要綱の一部改正について」説明します。資料1ページをご覧ください。

伊豆の国市延長保育事業実施要綱の一部を次のように改正します。

主な改正内容につきましては、実施園に認定こども園を加え、「保育所」を「保育所等」に、「児童」を「乳幼児」に変更いたしました。

また様式は複数利用日を一括申請できるよう改正し、コドモンアプリでの通知を可能としたことにより、決定通知を削除いたしました。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第5 報告第22号「伊豆の国市立長岡保育園運営規程の廃止について」の説明をお願いします。

■幼児教育課 川口施設管理係長

幼児教育課川口です。報告第22号「伊豆の国市立長岡保育園運営規程の廃止について」説明します。資料1ページをご覧ください。

伊豆の国市立長岡保育園が令和6年3月31日で閉園したことに伴いまして、伊豆の国市立長岡保育園運営規程を令和6年3月31日限りで廃止します。説明は以上でございます。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。
よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第6 報告第23号「伊豆の国市立あゆみ保育園運営規程の一部改正について」、日程第7 報告第24号「伊豆の国市立ひまわり保育園運営規程の一部改正について」併せて説明をお願いします。

■幼児教育課 川口施設管理係長

幼児教育課川口です。報告第23号「伊豆の国市立あゆみ保育園運営規程の一部改正について」、報告第24号「伊豆の国市立ひまわり保育園運営規程の一部改正について」は内容が同じなため、一括して説明をさせていただきます。

伊豆の国市立あゆみ保育園運営規程の一部改正について報告します。資料2ページの新旧対照表をご覧ください。

まず第14条中「伊豆の国市立保育所苦情解決に関する要綱」を要綱改正による題名変更により改正をいたしました。

次に、別表中の最下段にあります日本スポーツ振興センター災害共済掛金の保護者負担割合を公立園で65%に統一したことにより、240円から230円に変更をいたしました。説明は以上となります。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。
よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第8 報告第25号「伊豆の国市立長岡幼稚園運営規程の廃止について」の説明をお願いします。

■幼児教育課 川口施設管理係長

幼児教育課川口です。報告第25号「伊豆の国市立長岡幼稚園運営規程の廃止について」説明します。資料1ページをご覧ください。

伊豆の国市立長岡幼稚園が統廃合によりまして、にじいろこども園として運営することになりましたので、こちらの「伊豆の国市立長岡幼稚園運営規程」を令和6年3月31日限りで廃止をいたしました。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第9 報告第26号「伊豆の国市立富士美幼稚園運営規程の一部改正について」、日程第10 報告第27号「伊豆の国市立共和幼稚園運営規程の一部改正について」、日程第11 報告第28号「伊豆の国市立のぞみ幼稚園運営規程の一部改正について」、日程第12 報告第29号「伊豆の国市立田京幼稚園運営規程の一部改正について」併せて説明をお願いします。

■幼児教育課 川口施設管理係長

幼児教育課川口です。報告第26号から報告第29号まで内容が同じなため、一括して説明をさせていただきます。

報告第26号を基にご説明させていただきますが、「伊豆の国市立富士美幼稚園運営規程の一部改正について」ご報告をします。資料2ページの新旧対照表をご覧ください。

まず第8条中、教育時間を午後2時15分から午後2時30分に変更します。これは既に園では2時30分で運営されており、実態に合わせ変更するものです。

次に、別表中の最下段にあります日本スポーツ振興センター災害共済掛金の保護者負担割合を公立園で65%に統一したことによりまして、200円から180円に変更をいたしました。報告第27号から報告第29号までも同様となります。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第13 報告第30号「伊豆の国市立認定こども園管理規則の制定について」の説明をお願いします。

■幼児教育課 川口施設管理係長

幼児教育課川口です。報告第30号「伊豆の国市立認定こども園管理規則の制定について」説明します。資料1ページをご覧ください。

認定こども園の設置に伴い、「伊豆の国市立認定こども園管理規則」を公布いたします。

規則の概要についてご説明いたします。6ページをお開きください。主な内容は、第2条で定員を180名と定めてあります。第3条、4条につきましては職員及び職務の規定です。第5条では休園日及び休業日を、保育認定と教育認定の園児別に定めて

おります。第6条では、開園時間を保育認定に合わせ、定めております。第7条は学年及び学期の規定です。第8条は教育認定の入園手続きの規定となります。第9条及び第10条は、休園及び退園手続きに関する規定です。第12条は感染症による園児の出席停止に関する規定になります。第13条は、事故等の発生時に市長への報告を義務付ける規定となっております。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。
よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第14 報告第31号「伊豆の国市立にじいろこども園運営規程の制定について」の説明をお願いします。

■幼児教育課 川口施設管理係長

幼児教育課川口です。報告第31号「伊豆の国市立にじいろこども園運営規程の制定について」説明します。資料1ページをご覧ください。

伊豆の国市立にじいろこども園運営規程を定めます。伊豆の国市立認定こども園管理規則の制定に伴い、こども園の運営に関する詳細部分を定めたものです。主な内容ですが1ページ下段の第5条に、職員の配置及び各職務の内容を定めてあり、内容については2ページに職務ごとに内容を規定しています。

次に、3ページの第8条に、教育認定、保育認定を標準時間と短時間とありますがその各預かり時間の規定をしています。最下段の第10条では、定員180名の各歳児別の利用定員を定めました。

続きまして4ページをお願いします。第11条は、入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項に関する規定です。

次に5ページの第13条は非常災害対策として、月1回以上の避難訓練を義務付けるものです。第14条は虐待の防止のための措置で、園内での虐待防止の規定ともに保護者等からの虐待を受けたと思われる場合は、市または児童相談所への通告を義務付けるものです。説明は以上でございます。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。
よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第15 報告第32号「伊豆の国市立認定こども園条例の施行に伴う

関係規則の整備に関する規則の制定について」の説明をお願いします。

■幼児教育課 川口施設管理係長

幼児教育課川口です。報告第 32 号「伊豆の国市立認定こども園条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」説明します。資料 1 ページをご覧ください。

「伊豆の国市立認定こども園条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則」を公布します。これは、認定こども園条例の施行に伴い、関係する規則を一括で改正するものです。

規則の概要について説明いたします。資料 19 ページをお開きください。主な内容として、伊豆の国市職員の給与に関する規則ですが、①保育園は保育士、幼稚園は教諭になりますが、認定こども園の職員は保育教諭となるため職種の追加をいたしました。②、③は直接関係しませんので割愛をさせていただきます。次に、④の管理職手当につきまして、保育園長と幼稚園長で分けていましたが表記を「園長」統一をさせていただきました。

次に、「伊豆の国市立保育所管理規則」から長岡保育園を削除いたしました。また、保育時間には標準時間 11 時間と短時間 8 時間の 2 区分あることから、保育時間を「開所時間」に変更をいたしました。

次に、「伊豆の国市職員の職の設置に関する規則」に保育教諭を追加いたしました。

次に、「伊豆の国市立特定教育・保育等の利用者負担額に関する条例施行規則」第 4 条中の「伊豆の国市立幼稚園及び保育所」を「伊豆の国市立園」に変更をいたしました。

10 ページから 18 ページにかけて、教育委員会に関する現行の規則を添付いたしましたので、参考になさってください。説明は以上になります。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第 16 報告第 33 号「専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

学校教育課植松です。報告第 33 号「専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）」説明します。資料を 1 枚おめくりください。

本市の公務中における公用車の事故が発生をしました。これによって相手車両等に損傷を与えたことの事件について、賠償、和解が成立したことを報告させていただくものでございます。表にありますとおりですが賠償金額は 33 万 6235 円、お相手については三島市のタカダ様となっております。事件の概要は、令和 5 年 11 月 27 日に、シルバー人材センターに運転を委託しております給食の配食トラック事故になります。大仁給食センターから国道 136 号へ出る地点で、トラックの頭を少し出させすぎているところを、三島へ向かうタカダ様の車と接触をしました。これらの事故処理を行ったところ、和解が成立しましたので報告となります。説明は以上となります。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。
よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第 17 報告第 34 号「要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

<略>

□質疑

<略>

■菊池教育長

続きまして、日程第 18 議案第 19 号「伊豆の国市社会教育委員の委嘱について」の説明をお願いします。

■近藤生涯学習課長

生涯学習課近藤です。議案第 19 号「伊豆の国市社会教育委員の委嘱について」説明します。

社会教育委員は、社会教育法において市町村に社会教育委員を置くことができ、教育委員会が委嘱するとなっております。社会教育委員は社会教育に関し、教育委員会に助言するため社会教育に関する諸計画の立案や社会教育に関し、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べることなどの職務があります。当市では条例により委員の定員を 20 名以内としており、現在は 12 名を置いております。

資料の 3 ページをご覧ください。4 月 30 日付で、4 期 7 年間ご尽力いただいた佐野勝己委員が退任します。そのため、新たに松本香代子様に委員を委嘱するものであります。資料 1 ページをご覧ください。松本様におかれましては、令和 6 年度から伊豆

の国市文化協会長に就任されています。伊豆の国市社会教育委員条例第3条の規定による、社会教育の関係者に該当するものであります。

なお、委嘱期間は令和6年5月1日から令和7年4月30日までとなります。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第19号「伊豆の国市社会教育委員の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第19号「伊豆の国市社会教育委員の委嘱について」は、承認されました。

続きまして、日程第19 議案第20号「伊豆の国市就学支援委員の委嘱について」の説明をお願いします。

■南教育支援監

学校教育課南です。議案第20号「伊豆の国市就学支援委員の委嘱について」説明します。

伊豆の国市就学支援委員会条例第1条では、特別支援学校に就学を予定している者又は、心身に障害があるものに対し適正な支援を行うため、就学支援委員会を置くこととなっております。条例第3条では、委員15名以内で組織され、医師、学校関係者、関係機関の職員、学識経験を有する者、その他教育委員会が必要と認めるものとなっております。委嘱期間が令和6年4月30日付けで任期満了となるため、新たに委員を委嘱するものであります。資料1ページ、2ページに就学支援員の住所、氏名、所属を記載しております。4ページには委員の構成表、5ページには退任の委員を記載しております。

委嘱期間は令和6年5月1日から令和7年4月30日までとなります。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 20 号「伊豆の国市就学支援委員の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 20 号「伊豆の国市就学支援委員の委嘱について」は、承認されました。

続きまして、日程第 20 議案第 21 号「伊豆の国市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」の説明をお願いします。

■南教育支援監

学校教育課南です。議案第 21 号「伊豆の国市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」説明します。

連絡協議会は、伊豆の国市いじめ問題対策連絡協議会条例第 3 条の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとして設置されております。

委員 15 名以内で組織され、学校、教育委員会、警察、児童相談所、地方法務局や関係機関、又は団体に所属する職員のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命することとなっております。

委員の任期は 2 年とあり、令和 6 年 3 月 31 日付で任期満了となるため、新たに委嘱するものであります。資料 1 ページ、2 ページには、委員の住所、氏名、所属を、4 ページの委員構成表に新任、再任の別を記載しております。5 ページには、退任の委員を記載しております。

委嘱期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までとなります。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■菊池教育長

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第 21 号「伊豆の国市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 21 号「伊豆の国市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」は、承認されました。

続きまして、日程第 21 議案第 22 号「伊豆の国市学校評議員及び幼稚園評議員の委嘱について」の説明をお願いします。

■濱田統括監

学校教育課濱田です。議案第 22 号「伊豆の国市学校評議員及び幼稚園評議員の委嘱について」説明します。

伊豆の国市学校管理規則第 32 条の規定に基づき、次のとおり学校評議員を委嘱いたします。学校運営協議会を置く市内の 3 小学校を除く 6 つの小中学校及び市内 4 つの幼稚園において、令和 6 年 3 月 31 日付で任期満了となるので、新たに評議員を任命するものであります。

資料の 1 ページ、2 ページの評議員構成表に新任、退任別を記載しております。3 ページ、4 ページには、退任の評議員を記載しております。

委嘱期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までとなります。

なお、4 月から開園をいたしました、にじいろこども園につきましては、第三者委員会という別の委員会を設置し、評議員に変えることになっておりますのでご承知おきください。説明は以上となります。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 22 号「伊豆の国市学校評議員及び幼稚園評議員の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 22 号「伊豆の国市学校評議員及び幼稚園評議員の委嘱について」は、承認されました。

続きまして、日程第 22 議案第 23 号「伊豆の国市学校運営協議会委員の任命について」の説明をお願いします。

■濱田統括監

学校教育課濱田です。議案第 23 号「伊豆の国市学校運営協議会委員の任命について」説明します。

伊豆の国市学校運営協議会規則第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり委員を任命いたします。資料 1 ページをご覧ください。

3 月定例教育委員会におきまして、学校運営協議会を置く市内の 3 小学校の委員について任命が承認されたところではございますが、4 月 4 日付けで大仁北小学校の矢田委員より辞任届が提出されましたので、新たに委員を任命するものでございます。辞任の理由といたしましては、仕事が忙しく協議会への参加が難しい状況になったためということでございます。

また、3 月時点では人事異動による組織が定まっておらず、大仁北小学校で未定となっておりました教職員が決まったと学校より報告を受けましたので、併せて任命をいたします。

任命期間は、令和 6 年 4 月 5 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなります。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 23 号「伊豆の国市学校運営協議会委員の任命について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 23 号「伊豆の国市学校運営協議会委員の任命について」は、承認されました。

続きまして、日程第 23 議案第 24 号「準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

<略>

□質疑

<略>

■菊池教育長

議案第 24 号「準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」は、13 件承認、3 件却下されました。

これで、本日予定されました付議事項につきましては、すべて終了しました。

ここで、4 月定例会を閉会といたします。

令和 6 年 5 月 日

署名委員

印

署名委員

印